

# 宮城学院女子大学附属キリスト教文化研究所規程

## (目的)

第一条 本研究所は世界のさまざまな民族と宗教に関する学際的研究を推進し、それを通して、キリスト教文化の理解、ならびにわが国におけるキリスト教主義教育の発展に貢献しようとするものである。

## (研究所員)

第二条 本研究所に次の研究員をおく。

一、所長 一名 二、主任 一名 三、企画委員 若干名

四、研究員 若干名 五、客員研究員 若干名

## (研究所の運営)

第三条 本研究所は、所長を委員長とし、主任、企画委員を成員とする「運営委員会」が運営する。「運営委員会」は所長が招集する。

2 前項に定める「運営委員会」のほか、本研究所の重要事項を審議する機関として、第二條第一項に定める研究所員を成員とする「研究所員会議」をおく。「研究所員会議」は所長が開催する。

## (研究所員の委嘱)

第四条 所長は研究所員会議の推薦により教授会の承認を経て、学長が委嘱する。

2 主任は研究所員会議の推薦により所長が委嘱する。

3 企画委員は研究所員会議の推薦により所長が委嘱する。

4 研究員は所長が新たに研究員となる者を毎年度当初学内に募集し、委嘱する。

5 客員研究員は研究所員の推薦するものについて、年度ごとに研究所員会議に諮り、教授会の承認を経て所長が委嘱する。

## (研究所役員の任務)

第五条 所長は研究所の企画・運営の責にあたる。

2 主任は所長を補佐し、研究所の運営にかかわる庶務および会計を担当する。

3 企画委員は研究所の事業の企画・立案にあたる。

## (研究所役員の任期)

第六条 所長、主任および企画委員の任期は二年とする。ただし重任は妨げない。

## (研究所の事業)

第七条 本研究所は第一条の目的を遂行するために、次の事業を行なう。

一、共同研究 二、研究会 三、公開講演会・公開講座 四、研究所紀要の発行

五、その他の研究活動

## (会計報告)

第八条 本研究所の会計報告は研究所員会議の承認を経て、教授会に報告されるものとする。

## (事務担当副手)

第九条 本研究所は研究所の事務を担当する副手をおく。

## (改廃)

第十条 本規程の改廃は研究員会議及び教授会の議を経て学長の承認を得るものとする。

付則 この規程は、一九九二年七月九日から改訂施行する。

この規程は、一九九三年四月一日から施行する。

この規程は、二〇〇〇年四月一日から改正施行する。

この規程は、二〇一五年四月一日から改正施行する。